

協議第45号

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

| 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて |
|---|
| 新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。 国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。 |

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

| 協議項目 | 各種事務事業（都市計画関係）の取扱い | 細項目 | 都市計画関係 | | |
|-----------------------------|--|-------|--------|----------------------------|----------------|
| 事務事業名 | 新市都市計画（マスタープラン） | 専門部会名 | 都市計画部会 | 分科会名 | 都市計画分科会 |
| 調整方針 | 新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。 | | | | |
| 事務事業の現況 | | | | 課題 | 具体的な調整内容 |
| 西条市 | 東予市 | 丹原町 | 小松町 | | |
| [策定中] 平成16年5月を目標に策定中 | 東予市都市計画マスタープラン（平成14年3月策定） 【対象区域】 市域全域 【目標年次】 平成32年（中間年次 平成22年） 【将来都市像】 小さくとも心豊かな「自立都市」：瀬戸内東予 (人口規模が小さくとも自立した地域運営が持続的に可能となる地域社会) 【重点目標】 魅力ある都市空間づくり 「壬生川駅周辺及び市役所周辺の県道壬生川丹原線沿い」に商業・福祉・文化・情報サービス施設や快適な住宅地等、多様な施設の集積を進め、魅力ある都市空間の形成を目指す。 少子化・高齢化に対応した生活環境づくり 若者から高齢者までの定住環境、子育て・家事の支援環境、高齢者の交流・就労・生活の支援環境など、少子化・高齢化に対応した生活環境づくりを目指す。 就業の場の創出 商業・サービス業や医療・福祉関連企業の誘致及び育成、地元企業の新分野開拓への支援、臨海部等への企業誘致など、多様な働く場の増大を目指す。 充実した余暇時間が過ごせるレクリエーションゾーンの形成 燧灘・河川・山々を守るとともに、レクリエーションの場や公園・緑地を整備し、充実した余暇時間が過ごせるまちづくりを目指す。 災害に強い都市の形成 耐震・防火建築物・空地の拡大、避難地・避難路の確保、土砂災害防止などにより、安全で安心なまちづくりを目指す。 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域的な国道196号を補完する路線や市内生活幹線道路の整備・充実を目指す。 農林漁業・農村環境の充実と都市との共生 農林漁業における生活基盤の整備・充実と、都市との共生を目指す。 優良農地の保全と都市住民の農地活用、地元農産物集出荷施設の充実、農地・農道・水路などの農業基盤整備、集落の生活環境施設の整備などを目指す。 | [未策定] | [未策定] | 西条市は策定中であり、丹原町、小松町は未策定である。 | 新市移行後、新たに策定する。 |

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

| 協議項目 | 各種事務事業（都市計画関係）の取扱い | | | 細項目 | 都市計画関係 | | |
|--|---|---|--|-----------------|----------------|----------|---------|
| 事務事業名 | 都市計画審議会 | | | 専門部会名 | 都市計画部会 | 分科会名 | 都市計画分科会 |
| 調整方針 | 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。 | | | | | | |
| 事務事業の現況 | | | | | 課題 | 具体的な調整内容 | |
| 西条市 | 東予市 | 丹原町 | 小松町 | | | | |
| <p>【目的】 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律100号）第77条の2第1項の規定に基づき、西条市都市計画審議会を設置している。</p> <p>【概要】 委員15人以内により構成し、市長の諮問に応じ都市計画に関する下記事項について審議する。 ・本市が定める都市計画に関すること。 ・都市計画について本市が提出する意見に関すること。 ・その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。</p> <p>【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 6人以内 ・市議会の議員（政令第3条第1項） 6人以内 ・関係行政機関及び住民が組織する団体の長（政令第3条第2項） 3人以内（任期2年）</p> <p>【活動状況】 ・東予広域都市計画道路の変更 ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）の経過報告 ・東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画用途地域の変更 ・建築基準法第51条の規定に基づく卸売市場の位置について ・東予広域都市計画臨港地区の変更</p> | <p>【目的】 都市計画法（昭和43年法律100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させる。</p> <p>【概要】 委員15人により構成し、下記事項について審議等を行う。 ・都市計画法第19条第1項の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 ・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 ・その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。</p> <p>【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 5人 ・市議会議員（政令第3条第1項） 5人 ・関係機関及び地元住民（政令第3条第2項） 5人（任期2年）</p> <p>【活動状況】 ・東予広域都市計画公園の変更 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市外化調整区域の変更 ・東予広域都市計画道路の変更 ・東予市都市計画マスタープランの決定</p> | <p>【目的】 同左</p> <p>【概要】 委員10人以内により構成し、下記審議事項について審議等を行う。 ・都市計画法第19条第1項の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 ・町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 ・その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。</p> <p>【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 5人 ・町議会議員（政令第3条第1項） 4人 ・丹原町の住民（政令第3条第2項） 1人（任期2年）</p> <p>【活動状況】 ・東予広域都市計画用途地域の決定 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画区域の都市計画道路の変更</p> | <p>【目的】 同左</p> <p>【概要】 同左</p> <p>【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 4人 ・町議会議員（政令第3条第1項） 4人 ・関係行政機関（政令第3条第2項） 2人（任期2年）</p> <p>【活動状況】 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画道路の変更</p> | 委員の構成について差異がある。 | 東予市の例を基本に調整する。 | | |

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

| | | | | | | |
|---------|--|-------|---|------------------|----------------|-----------------|
| 協議項目 | 各種事務事業（都市計画関係）の取扱い | | | 細項目 | 都市計画関係 | |
| 事務事業名 | 国土利用計画（市町村計画） | | | 専門部会名 | 都市計画部会 | 分科会名 都市計画分科会 |
| 調整方針 | 国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。 | | | | | |
| 事務事業の現況 | | | | | 課題 | 具体的な調整内容 |
| 西条市 | 東予市 | 丹原町 | 小松町 | | | |
| [未策定] | <p>平成6年度策定。</p> <p>【基本理念】 市土の利用は、土地が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図る。</p> <p>【事務手続】 利用区分別現況調査 土地条件調査 土地利用転換等の実態調査 社会・経済の現況等調査 市に関する各種調査の把握 住民の意向の把握 土地利用の分析 将来フレームの検討 計画素案の作成 県との調整 計画案の作成 議会の議決 県への報告</p> <p>【計画の達成に必要な措置】 土地利用計画に関する法律等の適切な運用 地域整備施策の推進 市土の保全と安全性の確保 環境の保全と市土の快適性及び健康性の確保 土地利用の転換の適正化 土地の有効利用の促進 市土に関する調査の推進及び成果の利用</p> | [未策定] | <p>平成4年度策定。</p> <p>【基本方針】 町土の利用は、土地が現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図る。</p> <p>【事務手続】 利用区分別現況調査 土地条件調査 土地利用転換等の実態調査 社会・経済の現況等調査 町に関する各種調査の把握 住民の意向の把握 土地利用の分析 将来フレームの検討 計画素案の作成 県との調整 計画案の作成 議会の議決 県への報告</p> <p>【計画の達成に必要な措置】 国土利用計画法等の適切な運用 地域整備施策の推進 町土の保全と安全性の確保 環境の保全と町土の快適性及び健康性の確保 土地利用の転換の適正化 土地の有効利用の促進 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発</p> | 西条市、丹原町は策定していない。 | 新市移行後、新たに策定する。 | |

都市計画関連法令等

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 市町村長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
(第3項以下省略)

(市町村の都市計画の決定)

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経て、都市計画を決定するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会に提出しなければならない。

- 3 市町村は、都市計画区域について都市計画(区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
(第4項以下省略)

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

(第2項以下省略)

市町村の都市計画に関する基本的な方針について(都市計画マスタープラン)

産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっている。このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要であり、また、都市整備に関わる総合的な施策の体系を行政内部の運営指針にとどまらず、これを住民に分かりやすいものとして提示することが、住民の理解と参加の下にこれらの施策を進めていく前提としても重要である。

市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)は、以上のような認識の下に、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることを内容とし、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして創設したものである。

国土利用計画法

(市町村計画)

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第3項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

先例地の事例

〔さぬき市〕

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに制定する。
- (4) 略

〔対馬市〕

都市計画関係の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、マスタープラン等については、新市において調整する。

〔南アルプス市〕

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町の基本理念に基づいて、新市において策定する。

〔宇摩合併協議会〕

都市計画マスタープラン（都市計画基本構想）、土地利用計画、地域・地区指定については、新市建設計画及び新市において作成される総合計画との整合を図りながら、作成するものとする。

〔仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会〕

- (1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔三次市・双三郡・甲奴町合併協議会〕

1. 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
3. 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

〔七尾・鹿北合併協議会〕

- (1) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに、区域見直しのための調査事業を行う。
- (2) 都市計画審議会については、新市において、新たに設置する。
- (3) その他都市計画関係事業に関わる事項については、新市の基本構想や都市計画マスタープランを策定する

中で、都市計画審議会の意見を踏まえ調整する。

〔夷隅郡市合併協議会〕

都市計画に関する取扱いについては、次のとおりとする。

1. 都市計画区域等は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新市の総合計画などに基づき計画や区域の設定を検討する。
2. 市町村マスタープランは合併後新市の総合計画や上位計画に基づき、新たに策定する。
3. 都市計画審議会は合併後新たに都市計画審議会条例を制定し、設置する。
4. 略